

低入札価格調査制度の改正

低入札価格調査基準価格の一般管理費の算定率を 30%から 55%に改正します。また、最低制限価格制度の導入に伴い対象工事は、予定価格 5,000 万円以上とし、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。

現行	改正後
(1)対象工事 <u>予定価格が 130 万円を超え</u>	(1)対象工事 <u>予定価格が 5,000 万円以上</u>
(2)費目の率 ①直接工事費 95%	(2)費目の率 ①直接工事費 95%
②共通仮設費 90%	②共通仮設費 90%
③現場管理費 80%	③現場管理費 80%
④一般管理費 30%	④一般管理費 55%
(3)算定式 (①+②+③+④) × 消費税	(3)算定式 (①+②+③+④) × 消費税
⇒1,000 円未満は切り捨て	⇒1,000 円未満は切り捨て
(4)範囲 予定価格の 90%～70%	(4)範囲 予定価格の 90%～70%
※予定価格は消費税を含む	※予定価格は消費税を含む

【参考】

最低制限価格制度 (予定価格が 130 万円を超え 5,000 万円未満の工事に適用)

低入札価格調査制度 (予定価格が 5,000 万円以上の工事に適用)